

(注) 1. この申請書は、関税、内国消費税（酒税、たばこ税及びたばこ特別税を除く。）及び地方消費税について、特例申告書毎に、2部提出して下さい。

2. 申告税関官署及び延長後の納期限が同一の特例申告が複数ある場合は、「納期限の延長を受けようとする特例申告書の提出年月日」、「納期限の延長を受けようとする特例申告書の番号」及び「納期限の延長を受けようとする税額」欄に「別紙のとおり」と記載のうえ、「特例申告納期限延長申請内訳表」（C-1006-2）を、この申請書に添付（割印）して下さい。

3. 既に提出済みの担保により申請する場合は、「提供した担保」欄の記載に代えて、「（担保の種類）」欄に担保預り証の「担保登録票番号」を記載することとして差し支えありません。

4. ※は、記入しないで下さい。